

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年5月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和6年5月8日	株式会社マルキ運輸(法人番号2350001010102)代表者山元裕三	本社営業所	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和6年1月25日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
	宮崎県えびの市大字大河平4654-109	宮崎県えびの市大字大河平4654-69					
令和6年5月15日	株式会社岡本産業(法人番号4340001013814)代表者岡本孝志	本社営業所	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和6年2月8日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
	鹿児島県鹿屋市下高隈町5454-11	鹿児島県鹿屋市下高隈町5454-11					